

個人情報保護法の概要

(傍線部は旧法案を修正した部分)

1 基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

2 国等の責務、施策

政府は、基本方針を作成して総合的かつ一体的に施策を推進

国は、地方公共団体が策定する施策や事業者等が行う活動を支援

地方公共団体は、保有する個人情報の保護のための必要な措置 等

3 民間の個人情報取扱事業者の義務

一定規模以上の個人情報データベースを事業に用いる個人情報取扱事業者に次のとおり義務づけ

利用目的の特定、利用目的による制限

適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

データ内容の正確性の確保

安全管理措置、従業者・委託先の監督

第三者提供の制限

公表等、開示、訂正等、利用停止等

苦情の処理

報道機関(個人を含む) 著述業者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体は義務規定の適用を除外

4 主務大臣の関与

必要な限度における報告の徴収、必要な助言

個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令

主務大臣の権限の行使の制限

- ・ 表現、学問、信教、政治活動の自由を妨げてはならない。
- ・ 報道機関等に情報提供する行為に対し権限を行使しない。

5 罰 則

勧告、命令に従わない場合は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

6 施行期日

1～2：公布の日(平成15年5月30日)から施行

3～：公布後2年以内に施行